事務事業評価シート

(平成23年度実施事業)

事務事業名	玉山廃棄物処分場管理運営事業					事業コ	ード	1907
所属コード	152000	課等名 税務住民課			係名 生活環境グルー		環境グループ	
課長名	高橋 邦夫	担当者	名	松坂 悦子		内線番号 44		4400-111
評価分類	■ 一般 □公	の施設	〕大	規模公共事業		補助金		内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	環境との共生			コード	6
体系	施策	生活環境の保全			コード	1
	基本事業	環境衛生の確保			コード	1
予算費目名	一般会計 4款2項3目廃棄物処分場管理運営事業(002-01)					
特記事項						
事業期間	□単年度	■単年度繰返	□期間限定複数年度	開始年度	平成5年	三度
根拠法令等	廃棄物の処	理及び清掃に関す	る法律第8条の3及び同	施行規則第4	条の5に	よる。

(2) 事務事業の概要

岩手町及び玉山区で排出されるごみについては、岩手・玉山環境組合で処理し、焼却灰、不燃 残渣の最終処分は岩手町及び玉山区で埋立て処分する。その施設の維持管理及び浸出水の処理

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

玉山村一般廃棄物最終処分場として、平成5年度より供用開始している。平成18年1月に盛岡市との合併により、名称が盛岡市玉山廃棄物処分場に変更となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

岩手町の新しい最終処分場が設置されるまでの間,平成9年度から平成14年度まで岩手町焼却残渣等埋立て分(4,216 t)を受け入れてきたことから,平成15年4月1日より平成25年3月までの間,玉山区の焼却残渣等受け入れ分を岩手町最終処分場に搬入しており,その間については盛岡市玉山廃棄物処分場への埋め立ては休止している。

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

市民(玉山区)が排出する一般廃棄物の焼却灰、不燃残渣及び処分場からの浸出水

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 焼却灰, 不燃残渣搬入量	t	0	0	0	0	470
В						
С						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

施設は休止しているが,浸出水処理施設の定期点検,浸出水処理設備の点検及び薬注設備の 点検,地下水法流水等の水質検査業務

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 目標値
A 焼却灰, 不燃残渣搬入量	t	0	0	0	0	470
B 水質検査回数	回	42	42	42	42	66
C 管理経費	千円	5,717	5,656	5,991	5,372	25,000

(5) 意図(対象をどのように変えるのか)

処分場浸出水を適正に処理し、地域の環境衛生に努める。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

사가보고로 디	\\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	怀		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目	性格単位		実績	実績	計画	実績	目標値	
A 焼却灰, 不燃残渣搬入量	口上げる							
	口下げる	t	0	0	0	0	470	
	□維持							
B 適正な水排出量	口上げる							
	口下げる	m^3	3,762	4,394	3,734	3,734	4,000	
	■維持							
С	口上げる							
	口下げる							
	□維持							

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	5,732	5,678	5,991	5,372
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	5,732	5,678	5,991	5,372
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	960	960	960	960
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	3,840	3,840	3,840	3,840
計	トータルコスト A+B	千円	9,572	9,518	9,831	9,212
備考						

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

施策体系に結びついている。(廃棄物処分場の浸出水の適正な処理で,生活環境の保全につながる。)

② 市の関与の妥当性

法定事務であり妥当である。

3	対象の妥当性	ŧ
(U)	7) 3	_

法定事務であり妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であり廃止・休止はできない。(市民の生活環境の保全,公衆衛生などの環境衛生 全般に重大な影響を及ぼす。)

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

向上の余地がない。現状維持が妥当である。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

公平・公正である。(処理区域(玉山区)全ての市民に係る廃棄物を対象としている。)

(4) 効率性評価

現在,施設は休止しており,受け入れ・埋め立て経費は支出していないが,事業費の大部分が法定事務経費であり,削減できない。

(1) 改革改善の方向性

施設や機器の更新・再整備を計画的に行い、適正な施設管理に努める。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

今後処分場の再開に向け施設や機器の更新や維持管理の予算措置の調整が必要である。また、 再稼動に向け、専門技術職員の配置及び処理区域による受け入れは別々でも、市の直営施設に ついては一括管理とする事務の統合を検討していく必要がある。

(1) 今後の方向性

- 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- □ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

現在は焼却残渣等受け入れを休止しているため、最低限の維持管理事業に縮小しているが、 25年度からの焼却残渣受け入れ再開に向け、施設の整備および受け入れの運用等早急に検討す る必要がある。